
H O 6. 輸出申告審査区分別一覽表

1. 業務概要

通関業者が取り扱った前日分の以下の実績を審査区分別に編集し通関業者に提供する。

- (1) 以下の手続き（以下、「輸出申告等」という。）の許可実績
 - ①輸出申告（特定委託輸出申告及び特定製造貨物輸出申告を含む。）
 - ②積戻し申告
 - ③特定輸出申告
 - ④展示等積戻し申告
- (2) 輸出マニフェスト通関申告の許可実績（航空データのみ対象とする。）
- (3) 別送品輸出申告の許可実績
- (4) 本船・ふ中扱いの承認申請の承認実績（輸出分のみ。海上データのみ対象とする。）

2. 提供概要

- (1) 周期 : 日次
- (2) 出力先 : 通関業
- (3) 出力単位 : 利用者単位
- (4) 出力形態 : 配信

3. 作成処理

(1) 収集処理

輸出申告DB、輸出マニフェスト通関申告DB、別送品輸出申告DB、本船ふ中扱い承認申請DBより以下のいずれかに合致するデータを収集する。

(A) 輸出申告等データ

①以下の申告手続きのうち、許可年月日が前日のもの。

ただし、許可内容変更後のデータは収集しない。

なお、許可と同日中に許可内容変更されたデータは許可実績のみを収集する。

輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消されたとしても輸出申告等許可の実績として収集される。

- ・ 輸出申告
- ・ 特定委託輸出申告
- ・ 特定製造貨物輸出申告
- ・ 積戻し申告
- ・ 特定輸出申告
- ・ 展示等積戻し申告
- ・ コンテナ扱い申出

(B) 輸出マニフェスト通関申告データ

許可年月日が前日のもの。

ただし、許可内容変更後のデータは収集しない。

なお、許可と同日中に許可内容変更されたデータは許可実績のみを収集する。

輸出取止め再輸入許可されたとしても輸出申告等許可の実績として収集される。

(C) 別送品輸出申告データ

許可年月日が前日のもの。

ただし、許可内容変更後のデータは収集しない。

なお、許可と同日中に許可内容変更されたデータは許可実績のみを収集する。

(D) 本船・ふ中扱い承認申請データ

承認年月日が前日のもの。

ただし、承認内容変更後のデータは収集しない。

なお、承認と同日中に承認内容変更されたデータは承認実績のみを収集する。

(2) 編集処理

(A) システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

(B) ソート条件は以下の順とする。

(a) 海上、航空、航空マニフェストデータのソート条件

①あて先官署コード

②あて先部門コード

③審査区分

④申告等番号

(b) 合計件数のソート条件

あて先官署コード

(C) データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

(D) 本管理資料は以下の情報があり、順に編集される。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

(a) 申告単位で編集する。

①海上データ

②航空データ

③航空マニフェストデータ

(b) 官署単位で編集する。

合計件数

(E) 「審査区分」欄に出力する審査検査区分識別は以下の順に編集する。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

①1 Y

②1

③2

④3

⑤3 K

⑥3 X

(F) 管理資料情報出カイメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(G) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。